

地方都市視察報告書

自治・議会・行財政改革等特別委員会

- 1 実施日
平成28年10月29日（土）

- 2 視察施設
新潟県上越市市民プラザ
（平成13年1月 供用開始）



【施設の概要】

上越市市民プラザは、移転した大規模商業施設について、既存の建物は無償譲渡を受け、土地を市が買い取り、施設整備の上、運営を行っている施設である。PFIの整備手法により、既存の商業施設の建物を、PFI民間事業者が市民プラザ等の公共施設へコンバージョン（用途変更）して大規模改修し、維持管理・運営を行っている先駆的な事例である。PFI民間事業者は、併せて指定管理者として一体的な施設運営を実施している。

既存施設を有効利用することにより、大規模な産業廃棄物の発生を抑制するとともに、財政負担軽減 および平準化が図られた。また、公共施設に民間テナントが入居し、地域の賑わい創出やテナント賃料の税外収入により、施設の運営基盤の安定に貢献、寄与している。また、施設内容の決定、施設の運営の両面に市民が主体的に関わっている。

- 3 視察項目・内容
PFI活用による施設整備運営について

- 4 視察参加者

【委員】

川村 のりあき委員長、	豊 島 あつし委員、	木もとひろゆき委員、
小 野 裕次郎委員、	野もとあきとし委員、	渡 辺 清 人委員、
吉 住 はるお委員、	の づ ケ ン委員、	近 藤 なつ子委員、
沢 田 あゆみ委員、	伊 藤 陽 平委員、	かわの 達 男委員

【随行】

議会事務局次長	大 野 哲 男
議会事務局議事係	濱 野 智 子 佐 藤 公 彦

5 視察結果・所感

上越市市民プラザでは、「P F I 活用による施設整備運営について」をテーマに視察した。

市では、中心部の幹線道路沿いにあった旧大規模商業施設の退去後、衰退していた街の賑わいを今後、どう確保していくかという課題意識があった。当施設はP F I 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）施行（平成 11 年 9 月 24 日）の草創期に、P F I の手法を活用し、大規模商業施設として使われていた用地・建物をコンバージョン（用途変更）して市民のための施設として整備し、平成 13 年 1 月に開設した先駆的な事例である。

当該地域は市民活動が盛んな地域で、N P O や趣味の会などの交流の施設としてにぎわっている様子が施設内の各フロアの視察を進めていく中で、実感として伝わってきた。特徴的な質疑は、以下のとおりである。

・「複合施設内の男女共同参画センターや国際交流センターの運営」については、「施設運営・指定管理者とは別に、市や関連団体が中心に行っている」とのことであった。運営・指定管理者とは密な連携が取られている様であった。

・「施設整備事業計画期間満了後（平成 33 年 1 月以降）の施設の運営方針」については、「市民から継続して利用したいという要望が高いこともあり、建物や設備の耐用年数の診断等を踏まえながら、総合的に今後の検討をしていきたい。指定管理者から時期に向けた提案を受け検討している。」とのことであった。

・「P F I の費用対効果」については、「民間の発想と資金の調達ができ、意義があった」とのことだった。

地域の課題解決ということで導入したP F I の手法だが、施設整備事業計画期間の 20 年を満了した後の施設運営について、事例は国内ではまだ乏しく、将来的には課題が残るという印象を受けた。

6 主な質疑項目

- (1) 市民や地域における上越市市民プラザの自由な発想による利用方法について
- (2) 施設整備事業計画期間終了後の施設の運営方針と次期計画について
- (3) 複合施設における各施設毎の運営状況について
- (4) P F I の費用対効果について